主 文 本件控訴を棄却する。 当審の未決勾留日数中五十日を原判決の本刑に算入する。

弁護人清水正雄の控訴趣意は記録に編綴されている同弁護人提出の控訴趣意書記載のとおりであるからこれを引用する。

同控訴趣意第二点四について、

鈴木進)

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 柳田躬則 判事 青木亮忠 判事